

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉市

2 構造改革特別区域の名称

キャリア人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉市の全域

4 構造改革特別区域の特性

千葉市は、東京都市圏における業務機能の一翼を担う業務核都市として、又は、首都機能の分散型ネットワーク構造を支える広域連携拠点として、千葉都心、幕張新都心を中心に、商業・業務機能、学術・教育機能、スポーツ・レクリエーション機能及び交流機能等といった高次都市機能が集中する都市である。

次に、千葉県内においては、行政、経済等の中心都市として、県庁をはじめ国、県等の公共・公益施設が数多く立地し、製造業や商業をはじめとする事業所も県内最大規模の集積を誇っている。

このことから、本市は、東京都市圏の東の拠点として中枢性を発揮すること、また、県内の要となる大都市としてリーダー性や先駆性を発揮することが期待されている。

一方、社会・経済分野においては、近年の厳しい経済情勢、産業・経済の構造的変化及び中心市街地における商業等の衰退により、本市も成熟経済社会にふさわしい産業構造の転換が求められ、新しい産業分野の創出及び高度な人材の育成等を充実、強化する必要が生じている。

本市においては、「躍動し賑わいを生む産業を展開する」を市政運営における中期的指針の一つの柱とし、地域に根付いた産業・業務機能の集積、すなわち、既存産業の強化及び新産業の創出等に向け、様々な取組みを行っている。

このような中、構造改革特区において、高度なキャリア教育に重点をおいた大学が株式会社により設置されることで、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材の育成等が充実、強化され、本市の産業政策の一翼を担うことが期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

第一に、株式会社により専門性を重視した大学が設置されることで、高度なキャリア教育を充実させることができる。

大学の設置を予定している株式会社東京リーガルマインドは、これまで主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験等の受験生を対象とした教育サービスを提供してきた。そのノウハウを活かし、専門知識、職業倫理、一般教養の3つを兼ね備えた高度職業人を育成する教育・研究体制を充実させ、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材を輩出することが期待される。

第二に、地域経済の活性化及び産学連携の強化を図ることができる。

本市は、数多くの官公庁、大学、民間企業等が集積している地域である。このような地域で、新たな教育産業が創出されることにより、高度なキャリア教育を受けた専門的知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業することになる。さらに、学内の研究者や教授等が、地元企業や地域の産業界と交流し、地域のアドバイザーやコーディネーターという役割を果たすことにより産学連携の強化を図ることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、「躍動し賑わいを生む産業を展開する」を市政運営における一つの柱として、既存産業の強化及び新産業の創出等を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を目指している。このため、今回、構造改革特区による規制の特例措置を活用し、次のことを推進する。

(1) 地域の産業・経済を担う人材等の育成

近年の長引く景気の低迷、東京都心部の吸引力及び周辺都市の商業集積等といった厳しい経済環境を受け、市内事業所数や従業者数の減少、都心部の空洞化等が本市における大きな問題となっている。このため、新しいビジネスや次世代をリードする産業の創出、成長が見込まれる先端技術産業の誘致を促し、事業所数の減少に歯止めをかけ、都市部における雇用の増大を図ることが求められている。そのような中、高度なキャリア教育に重点をおいた株式会社による大学設置は、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材の育成、輩出等が期待される。

(2) 地域の産業・経済の活性化

株式会社が設置する大学により、学校教育としてのキャリア教育が充実し、実社会で即戦力となる高度な専門能力を持った人材が育成される。このような人材が地域において牽引的な役割を果たし、産学連携の強化、雇用の創出及び消費の拡大等により地域の産業・経済の活性化が期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

株式会社が設置する大学により、高度なキャリア教育を受けた人材が輩出される。実社会に即戦力となるこれらの人材は、就職した先の会社において、労働生産性の向上に大きく貢献し、本市の産業の活性化に寄与する。

株式会社東京リーガルマインドは、今まで 20 余年にわたり各種資格試験合格者を計約 2 万人輩出してきた。そのうち起業（独立開業）した者は、約 60% の 1 万 2,000 人と推測される。

（日本弁護士連合会の調査によれば、弁護士の約 85% が独立開業している。日本弁理士会の調査によれば、弁理士の約 54% が独立開業している。日本税理士連合会の調査によれば、税理士の約 82% が独立開業している。これらの統計値から少なくとも（株）東京リーガルマインド卒業者の 60% は独立開業していると考える。）

このことから計算すると、平成 21 年 3 月に LEC 東京リーガルマインド大学を卒業する 60 人のうち、約 60% の 36 人が起業すると考えられる。その中には事業を拡大し、新たな従業員を雇用する者も出現する。総務省統計局調査によれば、個人企業（サービス業）の従業員数は、平均約 1.3 人であることから、1 期の卒業生だけで 46 人程度の地域雇用創出が期待される。

また、各種資格取得だけでなく大学教育として学ぶことにより、専門知識・能力の修得のみならず、職業倫理や豊かな教養、分野にとらわれない幅広い視野を持ち、より柔軟な応用的能力を身に付けることができるなど、さらに高度な内容での人材育成が実現できる。

株式会社による大学が設置され、大学教育の枠組みに参入することにより、地域の高等教育が多様化し、既存大学等との間に教育向上に向けた競い合いが生まれるとともに、新たな協力・連携による教育産業の活性化が期待できる。

(2) 学校設置による経済的効果

大学設置の初期には、設備の増強等の需要が見込まれる。

株式会社が設置する大学により、新たに学生数が増加し、学校周辺における商圈の活性化や書籍、文具等の需要が増えることにより消費の増加が見込まれる。

具体的には、開設初年度に 60 人（編入含む）、次年度 120 人、3 年度 170 人、4 年度 220 人の在学生在が予定されている。学生 1 人が、食費、書籍及び文具等により 1 ヶ月あたり 3 万円の消費をすると仮定すると、初年度に月額 180 万円、順次増額していき 4 年目には月額 660 万円となり、年額に換算すると、学校周辺の商圈において、約 8,000 万円の新たな消費が見込まれる。

大学設置に伴い、学校スタッフの増員も行われ、雇用の創出につながる。

具体的には、開設前年度 40 人である学校スタッフ総数は、開設初年度 48 人、次年度 56 人、3 年度 65 人、4 年度 76 人と推移する見込みである。スタッフ 1 人が、

食費、書籍及び文具等により1ヶ月あたり3万円の消費をすると仮定すると、開設前年度に月額120万円、順次増額していき4年目には月額228万円となり、年額に換算すると、学校周辺の商圈において、約1,300万円の新たな消費が見込まれる。

以上のことから、大学設置により4年後からは、毎年約9,300万円の新たな消費、毎年60人の卒業生輩出及び開設前年度からの5年間で36人程度の新規スタッフの雇用が創出される。単一の事業者の参画により、上記の結果を得る形となり、今後、事業者の拡大によっては、さらなる効果が期待できる。

(3) 中心市街地の活性化

利便性の良い中心市街地の既存賃貸ビルに大学を設置することにより、賑わいが衰退しつつある中心市街地において、消費の増加に伴い発生する経済的効果、更には、学生等の往来、交流により街の賑わいが生じることも期待できる。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業（別紙 参照）
- ・ 821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（別紙 参照）
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 新産業の創出と商業・業務機能の強化

本市では、既存産業の強化や新産業の創出等により地域経済の振興を図るため、様々な施策を行っている。

具体的には、財団法人千葉市産業振興財団を通じ、「経営・技術支援事業」として事業者・創業者のニーズに応じて弁護士等による窓口相談、公認会計士や中小企業診断士等の様々な専門家を派遣する支援事業を行っている。

「地域商業活性化事業」では、商業後継者の育成を図るため、商業関連のテーマで講演会の開催等を行っている。

「人材育成事業」では、中小企業の経営革新や創業のノウハウ習得を目的とした、経営セミナー及び創業者研修の開催等を行っている。

また、JR千葉駅、中央公園を中心とした約150haの区域を中心市街地と位置付け、活気に満ち溢れた地域への回復を目指し、タウンマネジメント機関（TMO）が推進するイベントへの助成等の取組みも行っている。

このような中、株式会社により設置される大学の研究者や教授等が、講演会やセミ

ナー、研修等へアドバイザーやコーディネーターとして参加することにより、地元企業や産業界と交流し、産学連携が強化される。また、キャリア教育を受けて起業した人材が、これらの支援事業を活用することによりさらなる地域産業の発展、産業の活性化に寄与する。さらに、こうした活動が活発になることで、事業の拡充等取組みの充実が図られることも期待される。

(2) 生涯学習活動の推進

本市では、生涯学習推進計画を策定し、市民に高度で専門的な学習機会を提供（国や県、大学や専門学校等の高等教育機関及び企業や団体等との連携による）するほか、市民の生活技術や職業能力の向上を目指した学習機会を促進する等、「社会の要請や学習ニーズに対応した生涯学習の推進」を図るため、様々な施策を行っている。

具体的には、市内の大学との連携による「大学公開講座開設事業」、職業人への学習支援として「夜間・休日の学習講座拡充」等を行っている。

このような中、株式会社により設置される大学が、地域と連携することにより、講座の拡充等取組みの充実が図られることが期待される。

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

千葉市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となること。

5 当該規制の特例措置の内容

社会・経済分野における、近年の厳しい経済情勢、産業・経済の構造的変化及び中心市街地における商業等の衰退により、本市も成熟経済社会にふさわしい産業構造の転換が求められ、新しい産業分野の創出及び高度な人材の育成等を充実、強化する必要が生じている。

株式会社東京リーガルマインドは、これまで主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験等の受験生を対象とした教育サービスを提供してきた。そのノウハウを活かし、専門知識、職業倫理、一般教養の3つを兼ね備えた高度職業人を育成する教育・研究体制を充実させ、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材を輩出することが期待できる。

さらに、このような高度キャリア教育を受けた専門知識を有する人材が地元企業に即戦力として就業し、地域の産業・経済の活性化等に寄与することが期待できる。

また、同社が大学を設置するにあたっては、千葉市においても事業者の経営状況を把握する等、学生の適切な修学を維持できるように努める。

さらに、万が一、経営に著しい支障が生じた、又は、生じるおそれがあると認められた場合に備え、担当窓口を予め決めておき、近隣大学等の転入学に関する情報収集、協力要請等に努めることとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

1 特定事業の名称

821 (801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町勝夫
住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

千葉市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、校地・校舎の自己所有を要しないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

事業者（株式会社東京リーガルマインド）が設置を検討している地域においては、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材の育成及び地域の産業・経済を活性化させるという特段のニーズがある。

また、この地域は、企業等が集積した地価の非常に高いJR千葉駅近辺の中心市街地であり、校地・校舎を取得するためには、高額な費用が必要となる。

このため、事業者は、自己所有せず、オフィスビルのテナントを借りる予定である。このことにより、校地・校舎の取得にかかる費用が、教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの修得等に活用され、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成の充実、教授等による地域との交流等を通じ、地域への貢献が高まると考える。

また、同社は、これまで、法人税等を納めつつ、助成金等を受けずに教育サービスを提供してきた実績があり、現在も、賃借契約しているビルオーナーとの間に賃借に関するトラブルは生じていない。

よって、本特例措置を適用し、円滑な大学開設を支援する。

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

千葉市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

事業者（株式会社東京リーガルマインド）が設置を検討している地域は、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材の育成及び地域の産業・経済を活性化させるという特段のニーズがある。

また、この地域は、企業等が集積した地価の非常に高いJR千葉駅近辺の中心市街地で、運動場として利用できるだけの用地面積を確保することは困難であり、かつ確保するには、多額の費用を要する。

しかしながら、この地域に大学が設置されることで、賑わいが衰退しつつある中心市街地の活性化等に寄与することが期待できる。

以上のことから、事業者は運動場確保の代替措置として、学外運動施設との提携等を予定しており、運動場を設けなくても運動を行いたいという学生に不利益が生じないよう配慮することとしている。

このことにより、運動場確保にかかる費用が、教育・研究設備等の充実、最新の技術・ノウハウの修得等に活用され、教育・研究機能の向上はもとより、人材育成の充実、教授等による地域との交流等を通じ、地域への貢献が高まると考える。

よって、本計画を実施するに当たって、運動場の設置を求めなくても教育・研究に支障が生じないと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

千葉市内で、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置する際に、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有しないこと。

5 当該規制の特例措置の内容

事業者（株式会社東京リーガルマインド）が設置を検討している地域においては、新しいビジネスや次世代をリードする産業を生み出す人材、又は、地域の産業・経済を担う人材の育成及び地域の産業・経済を活性化させるという特段のニーズがある。

また、この地域は、企業等が集積した地価の非常に高いJR千葉駅近辺の中心市街地で、空地として利用できるスペースを校舎とは別に確保することは困難である。

しかしながら、この地域に大学が設置されることで、賑わいが衰退しつつある中心市街地の活性化等に寄与することが期待できる。

以上のことから、事業者は、校地に空地を確保する代替措置として、校舎内に学生が休憩等できるスペースを確保することとしており、空地を設けなくても学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することができるよう配慮することとしている。

よって、本計画を実施するに当たって、校地に空地を有していなくても、大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、休憩スペース等の確保を前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。